

第Ⅲ章 活用場面に合わせて パッケージ施策

1. パッケージ施策の構成

- 本計画では、通学や通勤などの「活用場面」に合わせて、安全教育や意識啓発、支援・補助、情報提供の視点からの施策をパッケージとして展開し、自転車の活用推進を図ります。
- 活用場面ごとに実施する施策は下表のとおりです。各施策の詳細は次ページより整理します。

■活用場面ごとの施策

	安全教育	意識啓発	支援・補助	情報提供
①通学	①交通安全教育の継続・充実 ②指定通学路一斉点検の実施と対策の展開	③自転車に乗り続けることのメリットの周知・啓発 ④自転車を放置させないための指導・啓発	⑤自転車通学者のヘルメット着用に関する支援	⑥安全・快適な移動経路などの情報収集・提供
②通勤	①企業を通じた交通安全教育の実施・充実	②企業での自転車活用促進に関する啓発	③貸付・補助による自転車活用の推進 ④通勤・業務活動でのシェアサイクル利用の促進	⑤企業と連携した健康効果の検証 ⑥安全・快適な移動経路などの情報収集・提供（再掲）
③買物	①店舗を通じた顧客対象の安全啓発 ②交通安全教育などの継続・充実（再掲） ③貸付・補助事業と連携した安全啓発の実施	④買物交通を健康づくりの機会に活かす自転車活用の周知	⑤貸付・補助による自転車活用の推進（再掲）	⑥安全・快適な移動経路などの情報収集・提供（再掲）
④レクリエーション・観光	①自転車イベントに合わせた安全教育の実施	②自転車を楽しむ機会の充実 ③サイクリスト受入環境の向上	④まち巡りを楽しむためのシェアサイクル利用の促進	⑤サイクリング・ポタリングコースの情報提供 ⑥レクリエーション・観光情報の情報発信
⑤災害		①災害時を想定した日常での自転車活用の推進	②災害時などの自転車の整備点検	③防災啓発資料への自転車活用情報の提供

①通学

- 朝夕の通学時間帯に自転車が局所的に集中し、危険な状況を引き起こすことがあります。
- 運転免許を取得すると、自転車から自家用車に主な交通手段が転換してしまう問題があります。
- 自転車で通学する生徒に対する意識啓発は、今後の自転車の安全利用や活用推進につながる可能性があります。



■取組の方向性

- 交通安全教育は、自転車に乗り始める子どもの時から正しい交通ルールを学び、遵守することの大切さを理解することが重要であるため、通学路などでの安全確保と並行して、自転車通学をする中学生や高校生などへのヘルメット着用などの安全教育を継続・充実させていきます。
- 通学だけでなく、遊びや塾通いなどでも自転車利用が増える中学生や高校生が、安全に自転車を利用できるように、自転車通行空間の整備とともに、自転車の安全な乗り方、健康的な楽しみ方などを伝えていくことで、大人になっても自転車の便利さ、楽しさを忘れることなく、自家用車に依存しすぎない、自転車が暮らしに根付いた市民を増やしていきます。
- 自動車やバイクなどの運転免許を取得すると、自転車の利用が減少する傾向があることから、安全教育などに合わせて、日常の移動手段となっている「自転車」を、自家用車の運転免許をとった後も使い続けていくように、自転車を賢く使いこなすメリットを伝えていきます。

■実現したい将来の姿

- 通学での自転車活用を推進することで、以下のような将来の姿を実現します。
 - ・子どもの時から発達段階に応じ、定期的に安全教育を受けることで、安全利用の意識が根付きます。
 - ・ルールをしっかりと理解し、安全な通学路を安心して通学できます。
 - ・ルールを守り安全に利用することで、周りの歩行者なども安心して暮らせます。
 - ・子どもの時から、自転車のことをしっかりと理解しているため、大人になっても正しい自転車利用を続けていくことができます。
 - ・自転車が利用できる時には、優先して自転車を利用する習慣を定着させることで、市民にとってもまちにとってもメリットのある暮らし方を実現します。

実現に向けた施策

事業の区分	施策	実施・連携主体
安全教育	施策① 交通安全教育の継続・充実	行政・学校・警察
	施策② 指定通学路一斉点検の実施と対策の展開	行政・学校・警察
意識啓発	施策③ 自転車に乗り続けることのメリットの周知・啓発	行政
	施策④ 自転車を放置させないための指導・啓発	行政・学校・企業
支援・補助	施策⑤ 自転車通学者のヘルメット着用に関する支援	行政・学校
情報提供	施策⑥ 安全・快適な移動経路などの情報収集・提供	行政・警察

施策① 交通安全教育の継続・充実

- 高等学校をはじめ、小・中学校とも連携して進めている交通安全教室や交通児童館で開催している自転車乗り方教室などにより、交通ルールや自転車の安全な乗り方の啓発を進めます。
- 既存の交通安全教育を継続するとともに、より効果的なプログラムを検討し、交通安全教育が充実する取組を進めます。
- 自転車の整備・点検について、自分でできる日常の点検、自転車店などでの定期的な点検の必要性を交通安全教育の中で周知します。



各世代に応じた交通安全教育を実施。教育コンテンツなどの充実を図り、効果的な安全教育の充実を検討します。

令和8年4月から導入される、交通反則通告制度（いわゆる青切符）などの啓発を行います。



施策② 指定通学路一斉点検の実施と対策の展開

- 小学校・中学校の通学路について、通学路交通安全プログラムによる指定通学路一斉点検において、通学時、帰宅時における自転車関連の危険箇所を把握し、点検を進めます。
- 点検結果による課題に対して、個別に安全対策を進めます。



教育委員会、警察、道路管理者が連携し、2年に1回、指定通学路の一斉点検を実施。危険箇所などの対策を図ります。



施策③ 自転車に乗り続けることのメリットの周知・啓発

- 将来的に運転免許を取得した後も、移動目的や移動先などに応じて、自転車を適切に選び、乗り続けてもらえるように、児童・生徒のうちから自転車のメリットについての周知を進めます。加えて、自転車を利用しない理由となるデメリットについて、正しい実態を伝え、ネガティブなイメージを改善します。
- この実現に向けて、安全教室や出前講座などの機会にあわせて、健康面、環境面、経済面および安全面などの視点から自転車のメリット・デメリットを分かりやすく示したツールを作成し、啓発を進めます。



施策④ 自転車を放置させないための指導・啓発

- 放置自転車対策として、安全教育の場面に合わせて、駐輪に関するルールなどの周知を学校と連携し行います。
- 周知のチラシ配布や官民連携による啓発を進めます。



駐輪マナー向上や駐輪場活用を促し、交通環境や景観の向上を図ります。

施策⑤ 自転車通学者のヘルメット着用に関する支援

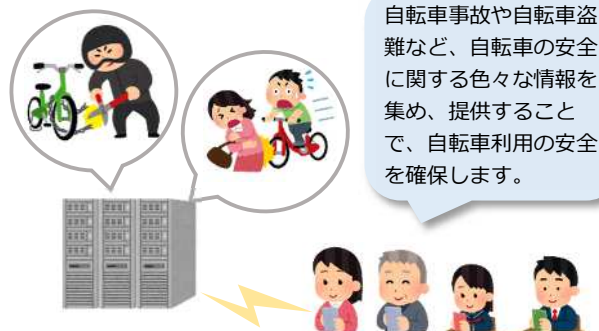
- 自転車の交通事故の死因で最も多い頭部損傷を防ぐため、ヘルメットの購入に関しての支援制度を継続するなど、主体的な着用を促す取組を進めます。
- 中学生、高校生の通学時のヘルメット着用について、学校と連携し着用促進の取組を進めます。



安全のために自発的に着用する意識を高めるなど、着用の必要性を伝える取組を進めます。

施策⑥ 安全・快適な移動経路などの情報収集・提供

- 自転車通学やそのほかの自転車利用について、児童・生徒が安全・快適に自転車を利用でき、また保護者も安心して自転車の利用を促せるよう、安全情報の提供を充実していきます。



②通勤

- 本市では自家用車通勤が多く、朝夕の通勤時間帯には渋滞が見られます。
- 自転車通勤に対しては、労災や通勤手当などの関係から積極的な活用を図る企業は少ない状況です。



■取組の方向性

- 自転車通勤の推進のため、従業員一人一人に向けて、自転車通勤のメリット（日々の自転車通勤が運動になることや近距離での移動に最適であることなど）の周知を図ります。
- また、自転車通勤の安全を確保するために必要な知識や技術を学び、積極的に楽しむ意識をもつことも重要です。そのための周知・啓発によるきっかけづくりなどに取り組みます。
- 一方で、従業員を雇用する企業として、自転車通勤を積極的に認めていく仕組みをつくることも大切であることから、企業が自転車通勤の仕組みづくりを始めるきっかけとなるよう、健康経営の一環としての自転車通勤のメリットの周知や、通勤手当や従業員用駐輪場の確保など必要な取組などを紹介し、企業と連携して自転車通勤の環境づくりに取り組みます。

■実現したい将来の姿

- 自転車通勤を推進することで、以下のような将来の姿を実現します。
 - ・ 企業自身が自転車通勤のメリットを理解し、積極的に従業員に対する利用啓発を展開します。
 - ・ 毎日の通勤がリフレッシュや運動の時間になり、心も体も健康で明るく通勤しています。
 - ・ 朝夕通勤時間帯の道路混雑が改善し、さらに自転車も車道を走りやすくなります。
 - ・ 多くの企業が「健康経営」を実現し、働く場としての“とよはし”の魅力が高まります。
 - ・ 働く世代の生活習慣病などの有病率が低下し、市の医療費負担も軽減されます。

実現に向けた施策

	施策	実施・連携主体
安全教育	施策① 企業を通じた交通安全教育の実施・充実	行政・企業
意識啓発	施策② 企業での自転車活用促進に関する啓発	行政・企業
支援・補助	施策③ 貸付・補助による自転車活用の推進	行政・企業
	施策④ 通勤・業務活動でのシェアサイクル利用の促進【新規】	行政・企業
情報提供	施策⑤ 企業と連携した健康効果の検証	行政・企業
	施策⑥ 安全・快適な移動経路などの情報収集・提供（再掲）	行政

施策① 企業を通じた交通安全教育の実施・充実

- 自転車通勤、業務での自転車利用（営業周り、自転車宅配等）など、企業活動に関わる自転車活用について、企業単位での教育や啓発を進めます。
- 従業員の事故の発生を防ぐ対策として、自転車特有の交通ルールをよく理解してもらうための教育や啓発を進めます。



平成 31 年 4 月施行の「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」では、事業者の役割として「自転車の快適で安全な利用の推進を図るよう努める」としています。

従業員に対する保険加入の義務化の周知を含め、様々な啓発で連携して進めます。

施策② 企業での自転車活用促進に関する啓発

- 企業での自転車通勤を促進するため、従業員や組織全体へのメリットや、自転車通勤の始め方、労災・通勤手当への対応などの情報を啓発チラシなど、様々な方法で提供し、啓発を進めます。
- 他都市も含め、自転車通勤環境の改善を進めている企業などに関する情報提供を進めます。
- 自転車のネガティブなイメージ改善するため、自転車を利用しない理由となるデメリットについて、正しい実態を伝え、自転車活用を啓発します。



健康や環境などへの自転車活用のメリットを伝え、積極的な活用につなげていけるよう、企業全体の意識啓発を進めます。

施策③ 貸付・補助による自転車活用の推進

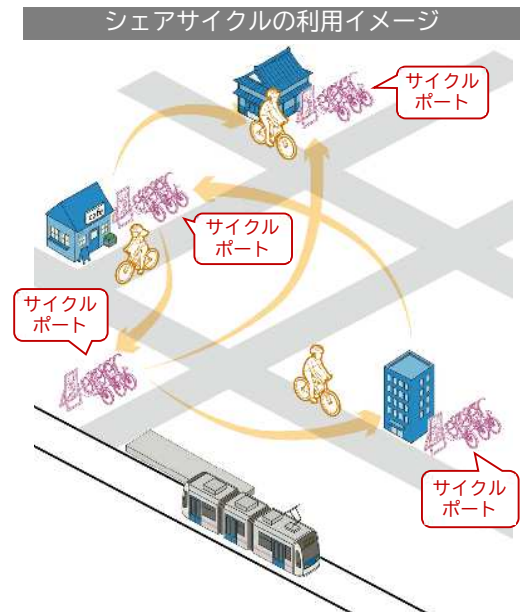
- 自転車の交通事故の死因で最も多い頭部損傷を防ぐため、ヘルメットの購入に関しての支援制度を継続します。
- 企業の駐輪環境の向上など、自転車活用を推進するための支援を進めます。



ヘルメットの購入補助支援を継続し、安全で快適な自転車の活用を推進します。

施策④ 通勤・業務活動でのシェアサイクル利用の促進【新規】

- 通勤や業務活動での利便性向上となるよう、公共用地を活用したポートの設置を促進するなど、官民連携による取組を進めていきます。



施策⑤ 企業と連携した健康効果の調査研究

- 企業と連携し、自転車通勤や自転車活用のモニタリングを行い、実際の健康効果の検証を進めます。
- 自転車利用前後の心身の影響をモニタリングし、その結果を分かりやすく公表し、自転車活用のきっかけづくりとなるように啓発を進めます。

花王和歌山工場の「自転車通勤モニター」



花王和歌山工場では自転車メーカーと連携し、従業員の自転車通勤をモニタリングし、効果を公表しています。

株式会社 シマノ社ホームページより引用
https://cyclingood.shimano.co.jp/social/report10_1.html

施策⑥ 安全・快適な移動経路などの情報収集・提供（再掲）

- 自転車通勤を行う上では、安全・快適な通勤経路などの情報が重要であるため、自転車通行空間整備箇所などの情報提供の仕組みを整備します。
- 通行空間のほかにも行政・民間の駐輪場情報など、自転車での通勤、業務活動を支える情報提供の仕組みの整備を進めます。
- 豊橋交通安全アプリや、デジタルサイクリングマップ「はしってみ輪とよはし」などの既存の情報提供ツールなども活用しながら、効果的・効率的に情報発信を行います。



令和5年3月より本格運用が開始された、市内の交差点などでの交通事故の危険箇所を把握できる交通安全アプリ。危険箇所を確認するだけでなく、投稿することも可能です。

③買物

- 市内の自転車利用は「買物」の割合が多く、年齢層も子育て世代から高齢者までと、幅広く利用されています。
- スーパーやコンビニなど買物先は多岐にわたる中で、自転車が利用されています。
- 一方で買物においては、自家用車が最も利用される交通手段となっています。



■取組の方向性

- 日常的な買物への交通手段を自家用車から自転車に置き換えることで、いつもの買物での移動時間が運動する時間になり健康づくりに活かすことができるなど、自転車のメリットの周知を進めます。
- 子育て世代や高齢者に対して、幼児同乗用自転車、電動アシスト自転車の貸付・補助などの事業を継続して展開しながら、これらの取組と合わせて安全教育を行います。
- 買物は学校や企業などの組織を通じて啓発できないあらゆる年齢層にまたがるため、店舗などと連携した啓発を進めます。

■実現したい将来の姿

- 買物での自転車活用を推進することで、以下のような将来の姿を実現します。

- ・子育て世代でも、高齢者でも、安心して自転車で買物に行けるようになります。
- ・店舗側も積極的に自転車を受け入れるようになり、気軽に使いやすくなります。
- ・気軽に自転車で買物に出かけるようになり、店舗側にも顧客増加のメリットが生まれます。
- ・中心市街地にも、自転車で集まる人が増えて、まちなかのにぎわいがさらに高まります。
- ・電動アシスト付き自転車がさらに普及することで、重い荷物があるときでも、少し離れたお店に行きたいときでも自転車が利用でき、暮らしやすさが高まります。

実現に向けた施策

	施策	実施・連携主体
安全教育	施策① 店舗を通じた顧客対象の安全啓発	行政・企業
	施策② 交通安全教育などの継続・充実（再掲）	行政・警察
	施策③ 貸付・補助事業と連携した安全啓発の実施	行政
意識啓発	施策④ 買物交通を健康づくりの機会に活かす自転車活用の周知	行政・企業
支援・補助	施策⑤ 貸付・補助による自転車活用の推進（再掲）	行政
情報提供	施策⑥ 安全・快適な移動経路などの情報収集・提供（再掲）	行政

施策① 店舗を通じた顧客対象の安全啓発

- 買物ができる店舗などと連携し、店舗を通じて自転車利用の顧客を対象とした安全啓発について、企業との連携を進めます。
- 「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」に基づき自転車販売店などとの連携を強化し、自転車販売時や整備点検時に安全啓発を行うなどの取組を進めます。

自転車で来店された方だけでなく、自転車をこれから使われる方、自家用車を運転される方などを含めて、店舗側からも安全啓発できるよう、ツールづくりなどを検討します。



施策② 交通安全教育の継続・充実（再掲）

- 企業などに属さない高齢者などへの安全教室の継続・充実を進めます。
- 既存の交通安全教育を継続するとともに、より効果的なプログラムを検討し、交通安全教育の充実を進めます。

地域の集まり



子どもの送迎



検診など通院



家庭での団らん



どんな場面で安全教育ができる？

専業主婦・主夫や高齢者、子育て世帯などに対して、様々な場面を活用して教育を進めます。

施策③ 貸付・補助事業と連携した安全啓発の実施

- ヘルメット購入補助の利用者に対して交通安全についての啓発を行い、自転車ルールなどの徹底を進めます。



施策④ 買物交通を健康づくりの機会に活かす自転車活用の周知

- 現状として、買物客の多くが自家用車利用の状況を踏まえ、自転車を賢く使いこなすことのメリットの啓発を進めます。加えて、自転車を利用しない理由となるデメリットについて、正しい実態を伝え、ネガティブなイメージを改善します。
- 自転車利用の顧客を対象とした自転車のメリットの周知について、買物需要を発生させる店舗などとの連携を進めます。



施策⑤ 貸付・補助による自転車活用の推進（再掲）

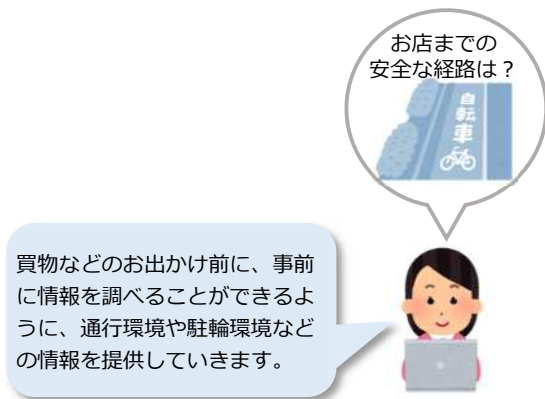
- 自転車の交通事故の死因で最も多い頭部損傷を防ぐため、ヘルメットの購入に関する購入補助を継続します。
- 店舗や商業施設等の駐輪環境の向上など自転車活用を推進するための支援を進めます。



ヘルメットの購入補助支援を継続し、安全で快適な自転車の活用を推進します。

施策⑥ 安全・快適な移動経路などの情報収集・提供（再掲）

- 自転車で移動を行う上では、店舗への安全・快適な経路情報などの情報が重要であるため、自転車通行空間整備箇所などの情報提供の仕組みづくりを進めます。
- 通行空間のほかにも行政・民間の駐輪場情報など、自転車での買物などのお出かけの際に必要な情報提供の仕組みの整備を進めます。



④レクリエーション・観光

- 本市の現状として、歴史・文化・自然など魅力的なスポットがあるものの、観光面での自転車活用の視点は市民、来街者ともに実感しにくい状況にあります。
- 一方で、本市は、太平洋岸自転車道でつながる渥美半島、浜名湖などへの広域的な玄関口としての新幹線駅や道の駅など、レクリエーション・観光での自転車活用につながる資源を有しています。



■ 取組の方向性

- 豊橋駅や道の駅「とよはし」などが、鉄道や自家用車を利用した広域的な自転車観光の拠点となる特色を活かし、イベントや観光情報の充実により、「自転車×とよはし」を楽しむための環境づくりを進めます。
- ナショナルサイクルルートの指定を受けた太平洋岸自転車道や、市内を周遊するサイクリングコースの活用により、本市の魅力的な資源をつなぐ取組を進め、余暇活動や健康づくりとしてサイクリングなどに取り組む人を増やします。
- 市民や来街者がお出かけ前の段階から「自転車」を組み込んだレクリエーションや観光のプランを立て、自転車ならではの地域の良さを感じてもらえるように、情報提供の充実を図ります。

■ 実現したい将来の姿

- レクリエーション・観光での自転車活用を推進することで、以下のような将来の姿を実現します。
 - ・ 自転車でまちをめぐる市民が増えて、まちへの愛着の醸成や健康づくりにつながります。
 - ・ 本市の交通結節機能を活かすことで、太平洋岸自転車道でつながる渥美半島から浜名湖にかけての広域的な自転車観光の拠点となることが期待されます。
 - ・ 太平洋岸自転車道を楽しむ人が、市内の観光スポットに立ち寄るようになります。
 - ・ 自転車でまちを楽しむ姿が伝わり、次第に「自転車×とよはし」の魅力が高まります。

実現に向けた施策

	施策	実施・連携主体
安全教育	施策① 自転車イベントに合わせた安全教育の実施	行政・民間団体
意識啓発	施策② 自転車を楽しむ機会の充実	行政・民間団体
	施策③ サイクリスト受入れ環境の向上	行政・企業
支援・補助	施策④ まち巡りを楽しむためのシェアサイクル利用の促進【新規】	行政・企業
情報提供	施策⑤ サイクリング・ポタリングコースの情報提供	行政・民間団体
	施策⑥ レクリエーション・観光情報の情報発信	行政・民間団体

施策① 自転車イベントに合わせた安全教育の実施

- 市内で継続的に開催されている自転車イベントなどがあることから、これらのイベントと連携して交通安全教育を展開し、イベント参加者の安全意識の向上を図ります。
- 市内で活動するサイクリストなどと連携し、正しい交通ルールを伝えていく取組を進めます。



施策② 自転車を楽しむ機会の充実

- 自転車を楽しむ人を増やすため、様々な関係団体と連携し、自転車に乗るきっかけづくりとなるイベントを充実していきます。
- 観光資源を巡るルートや太平洋岸自転車道などを活用し、自転車の楽しみ方を広めるためのイベントを充実していきます。

ええじゃないか豊橋サイクルフェスティバル



市民スポーツ祭



自転車イベントと連携し、利用促進を図ります。

施策③ サイクリスト受入れ環境の向上

- 本市の観光施設などにおいて、サイクリストを積極的に受け入れる環境の向上などの取組を進めます。
- サイクリストの拠点として、豊橋駅や道の駅「とよはし」の受入れ環境の充実を図ります。



道の駅「とよはし」や、りすば豊橋などにサイクリスト向けの「サイクルピット」を設置しています。サイクリストを受け入れる環境の向上を進めます。

施策④ まち巡りを楽しむためのシェアサイクル利用の促進【新規】

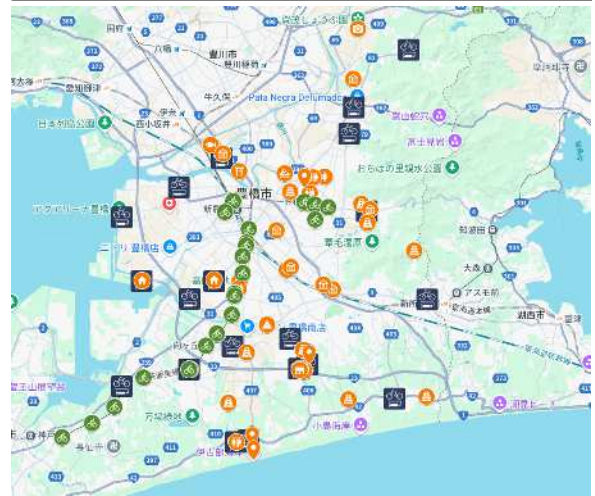
- 自転車を持ち込まなくても、地域の移動に自転車を利用できるシェアサイクルサービスは、鉄道や自動車で訪れた来街者が、市内に点在する観光資源等を巡る足として利用しやすいサービスです。
- 観光施設等へのシェアサイクルポートの設置を官民連携で取り組むとともに、観光の移動手段としてシェアサイクル活用を推進します。



施策⑤ サイクリング・ポタリングコースの情報提供

- 道の駅「とよはし」を中心としたコースや市内を散走するコースを掲載している市域全体のマップについて見直しを行いながら継続的に情報提供を進めます。
- デジタルサイクリングマップ「はしってみ^{りん}輪とよはし」を周知するため、多様な交通サービスを「1つのサービス」として利用できる MaaS (Mobility as a Service) との連携など、ICT を活用した効果的・効率的な情報提供を行います。

デジタルサイクリングマップ「はしってみ輪とよはし」



施策⑥ レクリエーション・観光情報の情報発信

- 渥美半島や浜名湖につながる太平洋岸自転車道や地域の観光資源などを活かし、他都市にない魅力の発信を進めます。
- 道の駅「とよはし」などを活用し、歴史・文化・自然・農業などの情報や本市ならではの魅力を自転車利用者へ発信することを進めます。
- 新たなレクリエーションとして、デジタルサイクリングマップを活用したイベントなど、サイクリングを楽しむことのできる仕掛けを充実していきます。

デジタルスタンプラリー（とよはしトレジャーサイクリング）



⑤災害

- 自転車の機動力は、災害時の活動を支える移動手段の一つになりますが、アンケートの結果、災害時での利用を想定している世帯は約 4 割程度の状況です。
- 東日本大震災の被災地では、発災後の移動手段として自転車の利用が増加しています。



■取組の方向性

- 地震や風水害などの災害発生時については、徒歩を原則とした避難となりますが、発災後の交通不通時や、自動車での移動が制限されている場合などにおける機動力の高い自転車の活用への取組を進めます。
- 日常から備えを行うことにより、緊急時において自転車が適切に利用できる意識啓発などを進めます。

■実現したい将来の姿

- 災害に関わる自転車の活用を推進することで、以下のような将来の姿を実現します。
 - ・災害時の備えとして自転車を整備し、利用することで、日常での活用推進にもつながります。
 - ・備えを行うことで災害に対する意識が高まります。
 - ・災害時においても自転車での避難が可能となります。
 - ・発災後、自転車を活用することで、移動手段を増やすことができます。

実現に向けた施策

	施策	実施・連携主体
意識啓発	施策① 災害時を想定した日常での自転車活用の推進	行政
支援・補助	施策② 災害時などの自転車の整備点検	行政・企業
情報提供	施策③ 防災啓発資料への自転車活用情報の提供	行政

施策① 災害時を想定した日常での自転車活用の推進

- 日常的に自転車に乗っていないければ、緊急時に自転車が使えないため、日常から意識的に自転車を利用する啓発を進めます。
- 災害時の備えとして、自転車をいつでも利用できるように、定期的に整備することや、実際に自転車で活動することの必要性を啓発していきます。



自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検・整備した自転車に貼付されるもので、1年間有効の傷害保険と賠償責任保険が付いています。

施策② 災害時などの自転車の整備点検

- 災害発生時において自転車が適切に活用できるよう、平時から自転車関係団体などの専門的な知識と技術を有する組織と連携し、緊急時に自転車が活用できる環境を整えます。

他都市では、自転車商の組合などと災害時における自転車の調達や整備に関する協定を結び、災害時の備えとしています。本市でもこれらの検討を進めます。



施策③ 防災啓発資料への自転車活用情報の提供

- 防災関連の啓発資料に移動手段の1つとしての自転車活用の情報を掲載し、災害時の自転車利用に対する意識啓発を進めます。
- 啓発内容については、有効性などを確認し、必要に応じ見直しなどを進めます。



災害時の色々な備えのひとつとして、自転車を活用できるよう、普段から整備点検するなど、注意すべき情報の提供を検討します。

■ 事業のスケジュールと実施主体

- 前述の【活用場面】ごとの施策については、計画期間 10 年間の中で、前期・後期の区分に合わせて、事業を推進していきます。

施策		実施・連携主体	計画期間	
			前期 R3～R7	後期 R8～R12
通学	①交通安全教育の継続・充実	行政・学校・警察	→	→
	②指定通学路一斉点検の実施と対策の展開	行政・学校・警察	→	→
	③自転車に乗り続けることのメリットの周知・啓発	行政	→	→
	④自転車を放置させないための指導・啓発	行政・学校・企業	→	→
	⑤自転車通学者のヘルメット着用に関する支援	行政・学校	→	→
	⑥安全・快適な移動経路などの情報収集・提供	行政・警察	→	→
通勤	①企業を通じた交通安全教育の実施・充実	行政・企業	→	→
	②企業での自転車活用促進に関する啓発	行政・企業	→	→
	③貸付・補助による自転車活用の推進	行政・企業	→	→
	④通勤・業務活動でのシェアサイクル利用の促進【新規】	行政・企業		→
	⑤企業と連携した健康効果の検証	行政・企業	→	→
	⑥安全・快適な移動経路などの情報収集・提供（再掲）	行政	→	→
買物	①店舗を通じた顧客対象の安全啓発	行政・企業	→	→
	②交通安全教育の継続・充実（再掲）	行政・警察	→	→
	③貸付・補助と連携した安全啓発の実施	行政	→	→
	④買物交通を健康づくりの機会に活かす自転車活用の周知	行政・企業	→	→
	⑤貸付・補助による自転車活用の推進（再掲）	行政	→	→
	⑥安全・快適な移動経路などの情報収集・提供（再掲）	行政	→	→
レクリエーション・観光	①自転車イベントに合わせた安全教育の実施	行政・民間団体	→	→
	②自転車を楽しむ機会の充実	行政・民間団体	→	→
	③サイクリスト受入環境の向上	行政・企業	→	→
	④まち巡りを楽しむためのシェアサイクル利用の促進【新規】	行政・企業		→
	⑤サイクリング・ポタリングコースの情報提供	行政・民間団体	→	→
	⑥レクリエーション・観光情報の情報発信	行政・民間団体	→	→
災害	①災害時を想定した日常での自転車活用の推進	行政	→	→
	②災害時などの自転車の整備点検	行政・企業	→	→
	③防災啓発資料への自転車活用情報の提供	行政	→	→

→ 調査・検討 → 実施・支援

